

第1章 総則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

羽島市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、羽島市防災会議が羽島市の地域に係る災害の対策に関し、羽島市の処理すべき事務又は業務を中心としつつ、防災関係機関との連携や市民の協力を含めた総合的な計画を定めるものであり、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動を円滑に実施し、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に抑制することを通じて、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

- 1 羽島市地域防災計画は、「一般対策計画」編、「地震対策計画」編及び「原子力災害対策計画」編をもって構成されることとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「羽島市水防計画」とも十分な調整を図る。
- 2 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、羽島市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途具体的に定める。
- 3 「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- 4 「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。なお、同計画を修正する場合は、防災基本計画および岐阜県地域防災計画を参考として行う。
- 5 この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。



第3項 計画の構成

「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、羽島市にかかる災害の対策に関

し、次の事項を定める。

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧

第4項 想定する災害

「一般対策計画」の作成にあたっては、羽島市における自然的条件や社会的条件に加え、過去における災害発生状況を勘案したうえで発生し得る災害を想定して、これを基礎とした。想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識することとする。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 航空機事故による災害
- (4) 鉄道事故による災害
- (5) 道路事故による災害
- (6) 危険物の爆発等による災害
- (7) 可燃性ガスの拡散
- (8) 有毒性ガスの拡散
- (9) 大規模な火災による災害
- (10) その他の特殊災害

第5項 計画の用語

「一般対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市 羽島市をいう。
- (2) 市本部 羽島市災害対策本部をいう。
- (3) 市本部長 羽島市災害対策本部長をいう。
- (4) 市計画 羽島市地域防災計画をいう。
- (5) 県 岐阜県をいう。
- (6) 県本部 岐阜県災害対策本部をいう。
- (7) 県本部長 岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県計画 岐阜県地域防災計画をいう。
- (9) 県支部 岐阜県災害対策本部の支部をいう。
- (10) 県支部長 岐阜県災害対策本部の支部長をいう。
- (11) 災対法 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
- (12) 自然災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水または、その他異常な自然現象(地震を除く。)をいう。
- (13) 事故災害 大規模な火災若しくは爆発または、可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。

なお、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
市本部	羽島市（市長室危機管理課）
市本部長	羽島市長
市本部〇〇部〇〇班	羽島市〇〇部〇〇課
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県支部	岐阜県防災課（岐阜地域防災係）
支部長	岐阜地域危機管理監
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
本部連絡員室	羽島市市長室危機管理課

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱

第1項 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市及びその他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

6 市民

災害時において、関係機関の活動が遅延または阻害されるおそれがあるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 羽島市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設と組織の整備や訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除及び拡大の防止
- (5) 救助や防疫等による被災者の保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上
- (11) 災害時における交通と輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

2 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設と組織の整備や訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除及び拡大の防止
- (5) 救助や防疫等による被災者の保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員及び雇上
- (12) 災害時における交通と輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市が処置する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
 - イ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること
 - ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
 - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること
 - オ 情報の収集及び連絡に関すること

(2) 東海財務局岐阜財務事務所

ア 立会関係

- a 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費査定立会
- b その他予算補助による災害復旧事業費査定立会

イ 証券関係

- a 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請
- b 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請
- c 預かり有価証券の売却及び解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請

ウ 融資関係

- a 地方公共団体の災害復旧事業債の融資
- b 地方公共団体に対する短期資金の融資

エ 金融関係

- a 災害関係の融資に関する措置の要請
- b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請
- c 手形交換、休日営業等に関する措置の要請
- d 生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請
- e 営業停止等の対応に関する措置の要請

オ 国有財産関係

- a 災害の応急措置又は地震防災応急対策の用に供する財産の無償貸付又は使用許可
- b 激甚指定を受けた地域の学校施設（小学校、中学校又は特別支援学校）の用に供する財産の無償貸付
- c 災害の防除又は復旧を行う者に対する条件付売払又は貸付
- d 被災を受けた貸付財産の貸付料の減額
- e 普通財産の被害状況の把握、現地調査
- f 県内未利用地の情報提供、有効活用
- g 被災債務者に対する履行期限を延長する特約措置

(3) 東海北陸厚生局

- ア 災害情報の収集及び連絡調整
- イ 関係職員の派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集
- ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導
- エ 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導
- カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置
- キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
- ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導

- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握
- コ 食糧の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (5) 中部経済産業局
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 電力及びガスの供給確保指導
 - ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
 - エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置
 - オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣
- (6) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導
- (7) 中部運輸局
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 船舶の調達のあっせん及び特定航路への就航勧奨
 - ウ 円滑な港湾荷役実施のための必要な指導
 - エ 船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
 - オ 特に必要と認めるときの船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督
 - ク 自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
 - ケ 関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
 - コ 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置
 - サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
- (8) 気象庁（岐阜地方气象台）
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 火山防災情報の発表・伝達
 - オ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - カ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (9) 東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の

監理

- ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
 - エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
 - オ 非常通信協議会の運営
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- (10) 岐阜労働局
- ア 事業場における労働災害の防止
 - イ 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備
 - ウ 悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保
 - エ 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
 - オ 労働保険料等の納付猶予の措置
- (11) 国土交通省（中部地方整備局）
- ア 災害予防
 - a 所管施設の整備と防災管理
 - b 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - c 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - d 河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備
 - イ 初動対応
 - 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
 - ウ 応急・復旧
 - a 水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策
 - b 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - c 所管施設の緊急点検の実施
- (12) 中部地方環境事務所
- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 災害時における廃棄物に関すること

4 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災事情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション

- ズ株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- ア 電気通信施設の整備と防災管理
イ 災害時における緊急通話の取扱い
ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
- ア 医療、助産、保護の実施
イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
ウ 義援金の募集配分
- (3) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
- ア ダム施設等の整備と防災管理
イ 災害時の電力供給
ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
- ア 鉄道施設の整備
イ 電気通信施設及び電力施設の整備
ウ 列車の運転規制に係る措置
エ う回輸送等輸送に係る措置
オ 列車の運行状況等の広報
カ 鉄道施設等の応急復旧
キ 鉄道施設等の災害復旧
- (5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- ア 安全輸送の確保
イ 災害対策用物資及び人員、輸送の確保
ウ 被災地の交通の確保
- (6) 中日本高速道路株式会社
- ア 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理
イ 被災施設の調査と復旧
- (7) 独立行政法人水資源機構
- ア 水資源機構施設の整備と防災管理
イ 被災施設の調査と復旧
- (8) 日本放送協会
- ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
ウ 放送施設の保守
- (9) 日本銀行
- 災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。
- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- a 通貨の円滑な供給の確保
b 現金供給のための輸送、通信手段の確保

- c 通貨および金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - a 決済システムの安定的な運用に係る措置
 - b 資金の貸付け
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
 - カ 海外中央銀行等との連絡・調整
- (10) 日本郵便株式会社
- ア 災害時における郵便業務の確保
郵便の運送、集配の確保
 - イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施
 - a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - b 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
 - c 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除
 - ウ 郵便局の窓口の維持
- (11) 東邦ガス株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社
- ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (12) 独立行政法人国立病院機構
- ア 国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣
 - イ 国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療
 - ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護班の活動支援

6 指定地方公共機関等

- (1) 一般社団法人岐阜県 LP ガス協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）
- ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (2) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）
- ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 一般社団法人岐阜県トラック協会
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策人員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保

- (4) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社
- ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団等による義援金の募集、配分
- (5) 岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区
- ア たん水防除施設の整備と防災管理
 - イ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (6) 岐阜県水防協会、羽島市水防協議会、羽島市水防協会、羽島市水防団
- ア 水防施設、資材の整備と防災管理
 - イ 水防計画の策定と訓練
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (7) 一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、一般社団法人岐阜県薬剤師会、一般社団法人羽島市医師会、一般社団法人羽島歯科医師会、羽島薬剤師会
- ア 医療及び助産活動の協力
 - イ 防疫その他保健衛生活動の協力
 - ウ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
- (8) 公益社団法人岐阜県看護協会
- 看護師派遣の協力
- (9) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会、羽島市社会福祉協議会
- ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
 - ウ 義援金品の配分
- (10) 全岐阜県生活協同組合連合会
- 物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
- (11) 公益社団法人日本水道協会岐阜県支部
- ア 災害による水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (12) 公益社団法人日本下水道協会岐阜県支部
- ア 災害による下水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (13) 岐阜県環境整備事業協同組合
- ア 被災地域の清掃等
 - イ 無償による災害一般廃棄物の収集運搬
- (14) 一般社団法人岐阜県建設業協会
- ア 被災住宅の応急修理

- イ 被災者の救出支援
- ウ 道路、河川、その他の施設の応急復旧
- エ 緊急輸送道路の確保のための措置
- (15) 一般社団法人岐阜県警備業協会
 - ア 災害時における交通誘導業務
 - イ 避難場所等の警戒活動
- (16) 一般社団法人岐阜県バス協会
 - 災害時における自動車による人員の緊急輸送

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) ぎふ農業協同組合、岐阜県共済組合連合会
 - ア 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 被災農林家に対する融資又はあっせん
 - エ 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
 - オ 飼料、肥料等の確保又はあっせん
- (2) 病院等管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における病人等の収容及び保護
 - ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
- (4) 共同募金会
 - 義援金品の募集、配分
- (5) 羽島市商工会議所
 - ア 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及びあっせん等についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資や復旧用資材の確保についての協力及びあっせん
- (6) 公益財団法人羽島市地域振興公社、公益社団法人羽島市シルバー人材センター
 - ア 公共施設避難所の生活環境保持への協力
 - イ 災害時における被災者の保護活動への協力
- (7) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (8) 学校法人
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災者における教育の対策
 - ウ 被災施設の災害復旧
- (9) 高圧ガス取扱機関
 - ア 高圧ガスの防災管理
 - イ 災害時における高圧ガスの供給

- (10) 火薬取扱機関
火薬の防災管理
- (11) ガソリン等危険物取扱機関
 - ア ガソリン等危険物の防災管理
 - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (12) ラジオ・アイソトープ(R. I)取扱機関
R. Iの防災管理
- (13) 医薬品供給機関
災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第3項 市民と事業者の基本的責務

1 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減するため減災の備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火、負傷者や要配慮者の救助、避難場所での活動などのほか防災関係機関等が行っている災害応急活動に協力するなど、災害対応への貢献に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時に従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献や地域との共生等、企業の果たすべき社会的役割を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を早期に再開または継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定及び各計画の点検や見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

第3節 本市の概要

1 地形条件

本市は北緯 35 度 14 分から 35 度 21 分、東経 136 度 39 分から 136 度 45 分にあつて、岐阜県の西南に位置する。濃尾平野の北西部に位置し、東は木曾川を境として愛知県、西は長良川を隔てて大垣市、安八郡及び海津市に接している。南は木曾川と長良川の併流によってV字型に囲まれ、北は羽島郡と岐阜市に接している。太古、この辺りは北の山岳部と地続きであったが、新生代の第三期に土地の陥没により海の中に沈降した。その後、川上から運ばれた多くの土砂が堆積し、次第に陸地が形成された低湿地である。

2 気象条件

本市は、比較的温暖（年平均 16.3 度）な気候で、冬は北西の風が多い。

年間平均湿度 74.2%

年間降雨量 1881mm

年間の平均風速は 2.5m/S

3 災害条件

本市において将来予想される災害の状況はおおむね次のとおりである。（地震を除く）

(1) 水害

北部は標高 6m、南部においては標高 4mの低地帯に位置する地形条件から過去多くの水害が発生した。昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風以降、河川改修及び排水機の増改設等対策が進められているが、その後も浸水被害等が発生しており、近年の局地的豪雨の頻発等から、今後も水害の発生が予想される。

(2) 火災

市地域のうち竹鼻町及び江吉良町地内の市街地においては、特に木造家屋が密集しており、強風時や震災時等の特殊条件下にあつては、大規模火災の発生が予想される。

(3) 風害

台風による被害は沿海地域に比べ軽微であるが、伊勢湾台風のような大型台風が接近または、通過する場合は、相当規模の被害の発生が予想される。